

1. 目的

令和6年に江津市合併20周年・市制施行70周年を迎えるにあたり、市勢や市が有する自然、歴史等の情報を紹介し、市内外に本市の魅力を発信するとともに、本市への愛着心の醸成を目的として、市勢要覧を作成する。作成した市勢要覧は、産業振興のための企業誘致活動や移住定住事業、行政視察の資料などの場面で活用する他、令和6年10月に実施される江津市合併20周年・市制施行70周年記念式典で招待者に配布する。魅力ある市勢要覧を作成するため、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定する。

2. 方針

- (1) 江津市が持つ様々な魅力を広く効果的にアピールするとともに、市民のまちへの愛着・誇りの醸成につながるものにする。
- (2) デザインやレイアウトを効果的に行い、読者が見やすく、目を引くようなものにする。また、ユニバーサルデザインに配慮する。
- (3) 項目ごとに英語で概略説明を付すこと。

3. 成果品の規格、仕様

(1) 印刷物

- ①サイズ：A4版、中綴じ製本
- ②ページ数：16ページ以上（表紙・裏表紙を含む）
- ③印刷・紙質：オールカラー、マットコート紙 110kg 相当を想定

(2) 電子データ

- ①ホームページ掲載用 PDF データ
- ②ホームページ掲載用電子書籍データ

4. 委託内容

委託者と打ち合わせ・工程確認を行いながら、次の作業を進めるものとする。

(1) 企画構成、デザイン等のレイアウト

編集担当者が来庁し、随時打ち合わせを行うこと。

(2) 文書、イラスト、マップ等の作成

文書、イラスト、マップ等の作成の際は、委託者の要望に対応すること。

フリーデータ等既存データの使用は可とするが、イラストデータ等の使用にあたって生じた著作権等に関する損害賠償など全ての責任は受託者が負うこと。

(3) 写真等素材の調達、取材

必要に応じ委託者から写真を提供するが、掲載写真の選択及び管理は受託者が行う。

(4) 校正

紙面校正は3回以上、うち色校正は1回以上行う（校正及び色校正は同時可）。

(5) 製版、印刷、製本、電子書籍の作成等

納品後であっても、受注者に起因するミスがあった場合は、速やかに受託者の

負担で印刷製本をやり直すこと。

(6) そのほか市勢要覧を作成するために必要な一切の業務

5. 履行期間

契約締結の日から 令和6年 9月30日(月) まで

6. 成果品

- (1) 印刷物 1,000部
- (2) 電子データ 各一式
- (3) 印刷用データ(イラストレーターデータ) 一式
- (4) 写真・イラストデータ 一式

7. 納入方法・納入日

- (1) 印刷物は、50部毎に簡易梱包して、委託者が指定する場所に納入すること。
- (2) 電子データは媒体に収納し、それぞれ正副2組を納入すること。
- (3) 写真・イラストデータは媒体に収納し、1組を納入すること。
- (4) 令和6年9月24日(火)

8. 権利等の帰属

完成した市勢要覧の原版及びデータ等の所有権並びに成果品の著作権等その他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。

本業務の成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく第三者に公表、貸与及び使用してはならない。

9. 留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分注意し、流出、損失を生じないこと。また、業務の実施上知り得た情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。なお、業務委託完了後も同様の扱いとする。
- (2) 受託者は、成果品が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。作成に関して著作権の許諾が必要な場合は、受託者において手続きを行うこと。使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他写真等(風景、イラスト、図表)を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- (3) 本委託により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は江津市に帰属し、江津市は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (4) 受託者は業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (5) 成果物納入後に発生した受託者側の責めによる不備が発見された場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、江津市と受託者が協議して決定する。